くらし・なんでも相談

シリーズNo.11「新春拡大版」

県労福協の「生活あんしんネットワーク事業」の一環として取り組んでいる「くらし・なんでも相談〝ほっとダイヤル〟」に寄せられる幅広い相談の中から、一部をご紹介しているこのシリーズも11回を数えました。

２００８年新春号は、専門家相談員の５人の先生方に登場いただき、成年後見制度による財産管理の方法や相続問題、不動産の登記、厚生年金の裁定請求等、様々な事例をご紹介します。

【事例①】

父は現在90歳で認知症が進み、判断能力はほとんどない。私は父名義の家に父と同居しているが、古くなったためこれを取り壊して、私が住宅ローンを借り、家を新築したい。家はバリアフリーにして、体が不自由な父をこの家で面倒を見ようと考えている。

しかし、住宅ローンの申込みをしたところ、銀行では新築する家のほか土地も担保の設定が必要であり、父の判断能力がないため、父の土地につき、父と担保に入れる契約ができないと言われた。どうしたら良いか。

【回答】（佐藤 豊 弁護士）

家庭裁判所に、お父さんの成年後見人を選任してもらい、成年後見人がお父さんの法定代理人として契約をすることになる。

新築にあたり、お父さんの家を壊すこと、お父さんの土地を貴方がお金を借りる担保に入れることについては、お父さんに不利益を及ぼすおそれもあるので、成年後見人を選んでもらえば自由にできるということはなく、お父さんがその家に住める利益等も総合した家庭裁判所の判断に従うことになる。

ワンポイント「成年後見制度」

○**成年後見制度**は、記憶力などに障害がある高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分となった方を保護するための制度。

家庭裁判所では、本人の判断能力の程度に応じて、成年後見人、保佐人、補助人を選任する。本人の財産が高額、財産の状況が複雑、親族間で療養看護や財産管理の方針が食い違っているなどの場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士等の第三者を選任することもある。

本人が判断能力を欠いている場合に選任される**成年後見人**は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行うと共に、本人の財産を適正に管理していく。

なお、裁判所は、本人の利益が守られるように、定期的に、又は随時、本人の財産管理状況等の報告を求めたり、調査をする（**後見監督**）。

【事例②-A】

80歳になるおばあさんは、生涯独身で子供もいない。８人兄弟姉妹であったが、今は姉と弟の３人だけになった。少し前に脳溢血で入院したので下半身が不自由になったが、判断能力はある。

一人暮らしのため、財産管理などが心配とのことで、ヘルパーを介して相談が寄せられた。

【事例②-B】

従兄は53歳で独身。子供の頃に統合失調症になり、20歳頃から入退院を繰り返し、現在は市内の病院に入院している。

借りていたアパートの契約解除や、今度、父親の遺産相続にあたり兄弟が相続放棄したため、僅かな預金を相続することになったが、預貯金の解約等もできない状態にある。どのようにすれば良いか。

【回答】（徳竹春近 司法書士）

公正証書で遺言を書いておくこと。

また、現時点で財産管理を依頼するのであれば、弁護士、司法書士等の専門家と「財産管理の委任契約」か、「任意後見契約」を結ぶと良い。（事例Ａ）

成年後見の申立てを家庭裁判所にする。ワンポイント成年後見制度参照。（事例Ｂ）

ワンポイント「任意後見契約」

○**任意後見制度**は、本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人（**任意後見人**）を、自ら事前の契約によって決めておく制度。

家族、友人や、弁護士、司法書士等の専門家などを任意後見人に指定し、任意後見契約を締結（**公証人役場で公正証書を作成**）する。その内容は東京法務局に登記される。

その後、認知症等の心配がでた時に、家庭裁判所に任意後見監督人の選任をしてもらう。

○**任意後見監督人**は、任意後見人がきちんと仕事をしているかをチェックするが、任意後見制度での家庭裁判所の関与は、本人があらかじめ選任しておいた任意後見人を家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通して監督するにとどまる。

【事例③】

小さな町工場の個人経営者。妻は既に亡くなり息子が３人いる。

長男は高校卒業後私の工場に入り、今日まで私を手伝ってくれたが、小遣い程度で人並みの給料は払ってこなかった。二男はサラリーマンで独立しているが、数年前に住宅を建てた時、１、０００万円の援助をした。三男だけが大学に進学し、その時の学費・生活費で、やはり１、０００万円位掛った。

私の資産は、町工場と自宅の不動産に預貯金があるが、私が死亡した場合、相続についてどのような問題があるのか。

長男に私の全財産を相続させたいが、どのようにすれば良いか。

【回答】（田中善助 弁護士）

相続は、相談者の死亡により開始する。

相続人は三人の息子となり、相談者が遺言をしないで死亡した場合は、三人の相続分は相等しく、遺産の三分の一ずつ相続で取得することになるが、相続財産は民法８９８条により共有とされるので、三人の協議で遺産を分割する（遺産分割協議書）ことになる。

協議が出来ない場合、協議しても合意に至らない場合は、家庭裁判所に調停又は審判の申立を行うことが出来る。

長男は、高校卒業後、家業を手伝って働いてきたが給料に見合う額をもらっていないとあれば、現在相談者が有している町工場等の資産は、長男の貢献があったからとも言える。従って、長男は寄与分を主張することができる。

この寄与分は共同相続人の協議により、協議できない場合は家庭裁判所が定めるが、いずれにしても、被相続人が相続開始時において有した財産の価額から寄与分を控除したものが相続財産となる。従って、長男の貢献は寄与分として評価され、長男が取得することになる。

二男及び三男は、相談者から住宅取得時や大学進学時に援助を受けている。これらの援助をしなかったとしたら、相談者の死亡時に財産として残っている筈であり、また、この援助の分を考慮しないと援助を受

けていない長男との関係で公平を欠くことになる。従って、被相続人から生計の資本として援助を受けた者（特別受益者）がある場合は、その援助の価額を加えた額を相続財産と見なし、この相続財産の三分の一の額から、既に援助された価額を控除した額が、二男、三男の相続分となる。

なお、相談者は、全財産を長男に相続させるという遺言をすれば、長男に全財産を相続させることもできる。

普通の方式による遺言の種類として、自筆証書、公正証書、秘密証書の３つの方法があるが、費用は掛かるが公正証書遺言の場合は、改竄・破棄などの恐れがないことや、検認手続（民法１００４条２項）が不要とされるので、公正証書遺言が最も望ましい。

遺言は遺言者の死亡によって効力が生じ、長男は相続財産全部を取得することになるが、しかし、直系卑属（子供・孫など）は民法１０２８条により遺留分権者とされており、長男は二男、三男から遺留分減殺請求される可能性がある。

ワンポイント

検認手続

○**検認手続き**とは、遺言書の偽造、変造を防ぎ遺言書を確実に保全するための証拠保全の手続き。**公正証書遺言**なら検認の手続きは不要で、遺言内容に基づき相続手続き（不動産、金融資産等の名義書換え等）が可能となるが、**自筆証書遺言**や**秘密証書遺言**等の場合は、相続人はその遺言書を開封せずに家庭裁判所へ提出し、検認の手続きを請求する必要がある。**遺言書を提出せず、または家庭裁判所外で遺言書を開封した場合、検認手続きを怠ったとして5万円以下の過料**が処せられる。

なお、自筆証書遺言等で検認手続きを終えると、家庭裁判所から**検認済み証明書**（不動産、金融資産等の名義書換えに必要）が発行される。

「遺留分権者と遺留分減殺請求」

○**遺留分**とは一部の相続人に最低限度保証されている一定な割合の遺産のことで、遺言があれば自由に財産を処分できるが、遺留分制度はこれに一定の制限をかけるもの。○**遺留分の権利者**は法定相続人のうち、配偶者、子、孫、親、祖父母で、兄弟姉妹は認められていない。○**遺留分の請求**　侵害された財産について「遺留分減殺請求」をしなければ財産は戻らない。○**遺留分減殺請求権の時効**は、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与や遺贈があったことを知ったときから1年（以後は時効により消滅）。○**遺言の有効性**　遺留分制度はあるがそれを無視した遺言は有効。遺留分の権利を持つ相続人が遺留分減殺請求をすることで初めて効力が発生する。○**遺留分減殺請求書**は「内容証明郵便」で送るのが望ましい。

【事例④】

母屋の土地と建物（未登記）は弟が所有している。そこに、母屋に隣接して別の親族が離れを建てたが、離れだけを登記できるか。

【回答】（千野正嗣 司法書士・土地家屋調査士）

母屋と離れの建物の所有者が別であり、母屋と近接して建てられた離れの建物がその基礎及び構造を異にし、極めて接近しているものの相互に隔離した建物として建築され、物理的にそれぞれ別個の存在とみることができ、また、土地との定着性、外気分断性及び用途性を備えていれば、独立して登記ができると考える。

地元の、専門家である土地家屋調査士に相談をして依頼すると良い。

ワンポイント

「主たる建物と登記」

○住居につき、**主たる建物**とはいわゆる母屋をいい、**附属建物**とは、主たる建物の利用を補足するために建築されている物置や車庫や離れのような建物であって、利用上主たる建物と一体をなしている別棟の建物をいう。

○**不動産登記法**においては、単にその物理的な構造ばかりでなく、取引または利用上の目的物としての諸般の状況等を勘案しながら判断して、物理的には別棟の建物であってもこれらを一個として登記すべき場合があることを予定している。そしてそれは、所有者の意思に反しない限り一個の建物として取り扱う。

【事例⑤-A】

去年の12月に60歳の誕生日を迎えた。当時、社会保険庁から厚生年金の裁定請求書が送られてきたが、自分はまだそのまま会社に残って働いているので、年金はもらえないと思い、手続きは何もしていない。

【事例⑤-B】

3年前に60歳になったが、給料だけでなんとか生活していけるので、厚生年金はまだもらわなくてもいいと思っている。それに、もらうのを先に延ばせば、年金が増えると聞いたことがある。

【回答】（山口正人 特定社会保険労務士）

厚生年金の裁定請求は、支給開始年齢に達したときに必ず行わなければならない。

この請求手続きを行わないと、いくら年金を受ける権利があっても、年金は全く支給されない。

厚生年金保険法では、年金の支給開始年齢を65歳と定めている。しかし、当面の間、受給者の生年月日によって支給開始年齢を60歳のままとし、段階的に65歳まで引き上げることになっている。

従って、完全に65歳支給が適用されるのは、昭和36年4月2日以降生まれの方（女性は昭和41年4月2日以降生まれの方）となる。

本事例のいずれの方も、支給開始年齢は60歳なので、すぐに、厚生年金の裁定請求をすること。

なお、この年金請求には5年の時効が適用されるので、請求が更に遅れると、5年を超えた過去の年金は支給されなくなるので注意。

「年金受給の誤解と注意ポイント」

厚生年金は、支給開始年齢になったら、必ず裁定請求をすること。

退職している人だけでなく、在職していても請求は必要であり、報酬月額によって、年金の全部または一部が支給される（全部が停止となることもある）。

また、60歳から3年経って請求しても60歳に遡って3年分の年金が支給されるだけのことで、年金額そのものは1円も得になることはない。

おそらく、誤解されている方の多くは65歳からの支給繰り下げと混同していると思われる。

社会保険庁から裁定請求書が届いたら、年金がもらえるサインだと思って速やかに手続をしましょう！

先月、シリーズ【ヤミ金融】を取り上げた機関紙を発送した直後に、「息子が借りたヤミ金融業者からの執拗な取り立てに、75歳の父親がマンションから飛び降り自殺」、「息子は警察にも相談していた」とのニュース報道がありました。

手を差し伸べてくれる専門家の窓口や民間の機関があり、被害者の会があっても、それ等を知るすべのない人が大勢いらっしゃることに胸が痛みます。

私たちの相談活動もほんの小さな一歩からです。出来ることから始め、助け合いの輪を広げていきます。今年も宜しくお願い致します。

次号（3/1発行予定）のシリーズ№12を担当される司法書士の北川哲男氏

くらし・なんでも相談〝ほっとダイヤル〟
0120-39-6029